義務付け調達における優先割当て等の導入に伴う
「国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱い」の一部改正について

株式会社日本証券クリアリング機構

Ⅰ．改正趣旨

当社の国債店頭取引清算業務において、清算参加者の決済不履行等の場合に当社が行う流動性資金調達のうち清算参加者との間で行う銘柄先決め現先取引（以下「義務付け調達」という。）について、発動時におけるより円滑な処理のために届出を行った清算参加者への優先割当てを導入するとともに、基準調達額について発動時の資金調達方法を反映したものとなるよう算出方法を整備することとし、国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱いについて、別紙のとおり所要の改正を行う。

Ⅱ．改正概要	（備　考）
１．義務付け調達における届出を行った清算参加者への優先割当ての導入	
・　義務付け調達における当社が調達する額の割当てにおいて、あらかじめ割当額に係る届出を行っている清算参加者に対して優先的に当該額を割り当てる。	・国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第２５条第１項第３号
２．義務付け調達における基準調達額算出方法の整備	
・　義務付け調達において当社が調達する額の割当ての算出に用いる基準調達額の算出について、義務付け調達よりも利用順位の高い流動性資金調達における資金調達想定額の減算方法を整備する。	・国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第２５条第４項第２号

Ⅲ．施行日

２０２１年1月１４日から施行する。

以　上

国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
（決済不履行時の資金調達の取扱い） 第２５条　業務方法書第７４条第２項の規定により当社が調達する額の割当ては、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定めるところにより行うものとする。 （１）・（２）　（略） （３）　割当対象清算参加者が当社が定める割当てに係る届出を行っている場合 前２号の規定にかかわらず割当対象清算参加者が届け出た金額を割り当てる。届出を行っていない割当対象清算参加者においては当社が調達する額から当該割当金額を控除した金額を、前２号の規定に基づき割り当てる。ただし、割当対象清算参加者が届け出た金額が、前２号の定めるところにより割り当てる金額よりも小さい場合には当該届出を行っていないものとみなして割り当てる。	（決済不履行時の資金調達の取扱い） 第２５条　業務方法書第７４条第２項の規定により当社が調達する額の割当ては、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定めるところにより行うものとする。 （１）・（２）　（略） （新設）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）　（略） （２）　清算参加者及び清算参加者グループごとの最大調達額から、業務方法書第７４条第１項に規定する方法による資金調達想定額を減じて得た額の過去２５０日間（休業日を除外する。）における９７．７２％カバー最小値（対象となるすべての数値のうち、一の数値以下であるものの個数の占める割合が、１００分の９７．７２以上となる場合の当該一の数値のうち最小のものをいう。）に相当する額をもとに当社が定める額をいう。	４　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）　（略） （２）　清算参加者及び清算参加者グループごとの最大調達額の過去２５０日間（休業日を除外する。）における９７．７２％カバー最小値（対象となるすべての数値のうち、一の数値以下であるものの個数の占める割合が、１００分の９７．７２以上となる場合の当該一の数値のうち最小のものをいう。）に相当する額から、業務方法書第７４条第１項に規定する方法による資金調達想定額を減じて得た額をもとに当社が定める額をいう。

（３）・（４）　　（略） 付　　則 この改正規定は、令和３年１月１４日から施行する。	（３）・（４）　　（略）